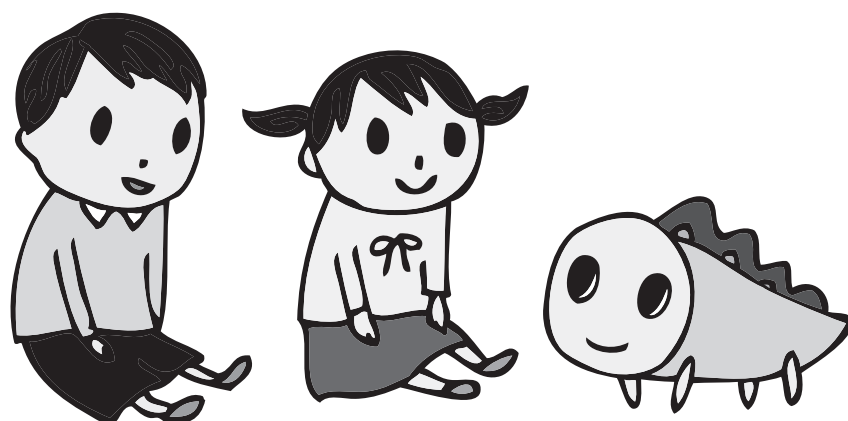


令和2年度 杉並区立子供園 【長時間保育】 利用案内



申込み・問い合わせは、こちらへ

杉並区子ども家庭部保育課保育相談係
(区役所東棟3階6番窓口)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

☎ 代表 03-3312-2111

区立子供園とは…

区は幼児育成施設に対する保護者ニーズの変化に対応し、就学前の幼児の健やかな成長を図るため、平成22年度から段階的に区立子供園の整備を進めてきました。区立子供園は、保護者の就労形態に関わらず幼児を受け入れ、教育および保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設です。子供園では、短時間保育児と長時間保育児が共に活動し、子育て支援事業として在園児の一時保育を実施しています。

現在、6つの子供園（下高井戸、堀ノ内、高円寺北、成田西、高井戸西、西荻北）を設置しています。

◆子供園の一日の生活【長時間保育】

保育は、月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分の間で、保育を必要とする日及び時間に実施します。短時間保育が休みとなる夏休み・冬休み・春休みも長時間保育を行います。ただし、国民の祝日及び年末年始はお休みです。※子供園では延長保育は実施しません。

<一日の過ごし方>

7:30	9:00	11:30	13:00	14:00	15:30	16:00	18:30
順長 次時 登間 園児	開全 員保 始育	全員保育の時間は杉並区教育委員会に届け出ている各園の教育課程に基づく幼児教育を行います。		終全 了員 保 育	ゆっ お つ くり す す	お や つ ・ 遊 び	終長 了時 間 保 育

区立子供園における昼食の提供について

- 下高井戸、成田西子供園では、自園調理による給食を週4日提供します。給食のない日はお弁当を持参していただきます。
- 堀ノ内、高井戸西、西荻北、高円寺北子供園では、保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日程度行います（ただし、アレルギー対応はできない場合があります）。搬入弁当のない日や、搬入弁当を希望されない場合は、お弁当を持参していただきます。

◆子供園所在地及び令和2年度の学級編制

子供園名	所在地・電話番号	保育種別	定 員					
			3歳児		4歳児		5歳児	
下高井戸	下高井戸4-38-15 03(3303)9485	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
堀ノ内	堀ノ内1-9-26 03(3313)3437	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
高円寺北 ※1	高円寺北2-14-13 03(3330)0340	短時間	/	/	1学級	21名	1学級	21名
		長時間				14名		14名
成田西 ※2	成田西2-24-21 03(3311)3876	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
高井戸西	高井戸西3-15-4 03(3332)9020	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名
西荻北	西荻北1-19-22 03(3399)0848	短時間	1学級	9名	1学級	21名	1学級	21名
		長時間		14名		14名		14名

※1 高円寺北子供園は、現園舎(校舎北側)で運営しながら杉並第四小学校南側校舎を改修し、令和4年度中に移転する予定です。令和5年4月から、3年保育に拡充いたします。

※2 成田西子供園は、令和元年10月21日から記載の住所へ移転します。

◆保育の必要性の認定

○教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。

○保育を必要とする事由は、保護者の就労・疾病・介護・就学等です。

○子供園長時間保育を利用するには、新2号認定を受ける必要があります。

認定区分	保育の必要性	年齢	保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号・ 新1号認定	なし	満3歳～就学前	教育標準時間	幼稚園、区立子供園(短時間)、 認定こども園等
2号認定	あり	満3歳～就学前	保育標準時間 保育短時間	認可保育所、認定こども園等
新2号認定		3歳児～就学前		区立子供園(長時間)、認証保育所、認可 外保育所、幼稚園の預かり保育事業等
3号認定	あり	0歳～満3歳未満	保育標準時間 保育短時間	認可保育所、地域型保育事業、 認定こども園等
新3号認定		0歳児～2歳児のうち 住民税非課税世帯		認証保育所、認可外保育所等

新2号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や状況に応じて、保育時間を園と相談して決めていただきます。

◆申込・認定の流れ

保護者 保育の必要性の認定(新2号認定)及び入園申請を行います。

区

保育の必要性を審査し、保育の必要量を含めて認定を行います。
認定されなかった方には、その旨の通知をします。
※「保育の必要性の認定」は、保育施設の利用の可否を決定するものではありませんので、ご注意ください。

保育の必要性の認定を受けた長時間保育の入園申請者を、長時間保育の選考基準で選考し、面接選考対象者を決定します。

保護者 認定を受けた方には、通知いたします。

※「認定」は保育を必要とする事由ごとに有効期間が定められており、最長で3年間有効になります。

◆子供園保育料について

- 令和元年10月1日から、区立子供園保育料が無償となります。
なお、無償化された分の費用については、国、都、区が負担しています。
- 一時預かり保育料は、通常保育料に含まれないため、無償化の対象外です。
ただし、短時間保育の方で保育の必要性の認定を受けている場合（保護者全員が就労等により常態として保育が困難であるための認定）は、1日当たり450円を無償化の対象とします。
- 給食等の食材料費は、無償化対象外です。
ただし、いずれかに該当する児童の副食費相当（おかず・おやつ代。月額4,500円上限）は免除となります。
 - ①世帯年収360万円未満相当の世帯の児童
 - ②小学校第3学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第3子以降

【無償化に関する手続きについて】

* 手続きが不要な方 短時間保育をご利用で保育の必要性の認定がない方

* 手続きが必要な方

- ①長時間保育の方
- ②短時間保育をご利用で保育の必要性の認定を受け、一時預かり保育をご利用の方
- ③給食費等の食材料費が免除となる方

◆給食等の食材料費の納付について

- 区立子供園に通う児童の給食等の食材料費は、区へ納付してください。
- 納付にあたっては、口座振替をご利用ください。



MEMO

令和2年度入園募集について

◆応募できるお子さん

○次の全ての条件を満たすお子さんが応募の対象となります。

- ・ 3歳児：平成28年4月2日～平成29年4月1日生
- ・ 4歳児：平成27年4月2日～平成28年4月1日生
- ・ 入園申込み日現在、保護者とともに杉並区に住民登録をしているお子さん
- ・ 集団保育のできるお子さん
- ・ 保護者の就労等のため長時間保育を必要とするお子さん

◆ 選考基準

○原則として、年齢上限のある認可保育所、地域型保育事業所、杉並区保育室その他の認証保育所又は認可外保育施設に在籍し、3歳以降の利用施設に困っている方の入園を優先します。定員を超える応募があった場合は、利用調整に基づく指数を参考に総合的に判断して面接の対象者を選考します。

※詳細は「令和2年度保育施設利用のご案内」P.25～30を参照してください。

◆ 申込みにあたっての注意

○申込みは1園のみです。子供園【短時間保育】との同時申込みはできません。

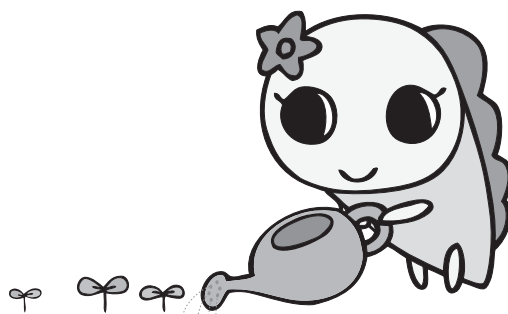
○申込有効期間（申込日から6か月間）はありません。内定しなかった場合、4月入園の追加募集以降に再度申込みが必要となります。

○認可保育所と併せて申込みをすることができます。

ただし、併願をしたときは、子供園の利用調整を先に実施するため、子供園の面接選考の対象となった場合（お知らせ郵送後の辞退を含む）は、認可保育所の利用申込みを取り下げたものとみなし、認可保育所の利用調整から除外します。

○申込み後、家庭の状況（住所、勤務先・日数・時間、妊娠、出産、保育状況など）が変わった場合は、速やかに園と保育課保育相談係にご連絡ください。

○入園希望月中に育児休業に入ることがわかった場合は、内定の取り消し又は退園となります。



令和2年4月入園 定期募集

◆募集人数等【長時間保育】

子供園名	3歳	4歳	子供園名	3歳	4歳
下高井戸	14名	—	成田西	14名	—
堀ノ内	14名	—	高井戸西	14名	—
高円寺北	—	14名	西荻北	14名	—

★3歳児クラスは、地域型保育事業等の連携施設に設定されているため、募集枠が確保できない場合があります。

申込受付 ※受付期間を過ぎてからの申込はできません。

●各子どもセンター 10月15日(火)～11月22日(金)(土・日・祝日は除く)

※予約制での受付となります。(午前8時30分～午後5時)

●区役所 10月15日(火)～11月23日(土)(11月16日、23日以外の土・日・祝日は除く)

※平日は午前8時30分～午後5時。11月16日、23日は午前9時～午後5時。

※11月13日(水)～23日(土)は区役所西棟8階第9会議室に受付専用窓口を設けます。

それ以外の期間は区役所東棟3階6番窓口での受付となります。

※郵送での申込は、簡易書留で11月15日(金)(必着)までに保育課にお送りください。

※転入予定の方は追加募集から申込を受け付けます。



保育の必要性の審査・認定

「必要性なし」と認定された。



保育の必要性がない旨の通知をします。

「必要性あり」と認定された。



選考会議（書類選考）

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、面接選考の対象となるお子さんを決定します。



結果発表・認定証発送（12月下旬）

認定を受けた方には認定証とともに書類選考結果のお知らせを発送します。

※面接選考の対象となった方(お知らせ郵送後の辞退含む)は、認可保育所の利用調整から除外します。



入園選考（健康診断・面接）

対象となったお子さんには、園で面接選考と健康診断を受けていただきます。

※特別な配慮を要すると思われるお子さんは、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園できない場合があります。

子供園名	入園選考日	受付開始時間
下高井戸	1月14日(火)	13時20分
堀ノ内	1月9日(木)	13時15分
高円寺北	1月9日(木)	13時00分
成田西	1月10日(金)	13時00分
高井戸西	1月11日(土)	13時10分
西荻北	1月10日(金)	13時30分

※お子さんにより開始時間が異なります。



入園決定（1月下旬）

面接選考と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。

入園の決定についてのお知らせを郵送します。

追加募集 … 定期募集で定員に空きのある園については、追加募集を行います。

●募集人数

1月25日(土)頃に区ホームページ「保育ホッとナビ」に掲載

●申込受付期間

1月31日(金)午後5時までに申込み

2月中旬に選考結果についてお知らせします。

令和2年5月～令和3年1月入園

申込受付と調査

- 申込締切日 入園希望月の前月の10日(閉庁日の場合は翌開庁日)午後5時まで ※下表参照
※令和2年12月・令和3年1月入園の締切は令和2年11月10日(火)です。
※2月と3月の募集はありません。
- 募集人数 区ホームページ「保育ホッとナビ」に掲載(毎月月末頃)
- 申込場所 保育課保育相談係(杉並区役所東棟3階)、各子どもセンター
※募集がある場合に、申込みを1園のみ受け付けます。申込有効期間(申込日から6か月間)はありません。
※入園希望月の前月末までに転入予定の方は、転入時期・住所が確認できるもの(賃貸契約書、売買契約書の写し等)を添えてください。入園月の前月末までに転入されていない場合は、入園できません。



保育の必要性の審査・認定

「必要性なし」と認定された。



保育の必要性がない旨の通知をします。

「必要性あり」と認定された。



選考会議(書類選考)

保育の必要性が認定された方を対象に、子供園長時間保育の選考基準により書類選考を行い、各園の募集人数に応じて、面接選考の対象となるお子さんを決定します。
※面接選考の対象となった方(お知らせ郵送後の辞退含む)は、認可保育所の利用調整から除外します。



結果発表

毎月20日頃に結果発表を行います。面接選考の対象となった方に、保育課から電話連絡します。



面接選考・健康診断

保育課から連絡があったお子さんには、園で面接選考と健康診断を受けていただきます。
※特別な配慮を要すると思われるお子さんは、別途、入園調整委員会の判定を受けていただくことがあります。判定の結果によっては、入園をお待ちいただいたり、入園できない場合があります。



入園決定

面接選考と健康診断等の結果、入園に支障がない場合は、入園決定となります。
入園の決定について、通知します。
新たに保育の必要性を認定した方に、認定の通知をします。

【申込締切日】(下記申込締切日の午後5時まで)

入園希望月	申込締切日
令和2年5月入園	令和2年4月10日(金)
6月入園	5月11日(月)
7月入園	6月10日(水)
8月入園	7月10日(金)
9月入園	8月11日(火)

入園希望月	申込締切日
令和2年10月入園	令和2年9月10日(木)
11月入園	10月12日(月)
12月入園	11月10日(火)
令和3年1月入園	

2月・3月の募集はありません。

必要書類

★下表の太字の書類は、区指定の書式でご用意ください。区ホームページの申請書ダウンロードサービスから印刷できます。

①～③は必須書類です(提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません)	
① 杉並区立子供園入園申請書(裏面 確認書)	
② 「支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書」一式 No.1 支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書 No.2 家庭状況届 No.3 児童の状況 No.6 マイナンバー記入用紙	
③ 保育の必要性を確認する書類：父母とも各1部 注意 就労証明書、診断書、戸籍全部事項証明書は、申込日の前月1日以降に証明・取得したものを提出してください。	
保育を必要とする事由	必要な書類
就労(内定)	会社勤務の方 ・ 就労証明書 ※記入者が保護者の場合は、就労証明書に記載された支払額の裏付けが確認できる書類も併せて提出してください。
	自営業の方 ・ 就労状況申告書 ・ 自営の状況が分かる資料(最近3か月の売上げ、仕事の内容がわかるもの) ・ 最新の個人の確定申告書(第1表および第2表)の写しまたは源泉徴収票の写し
疾病・障害の方	・ 医師の診断書(発症時期、療養期間または通院の頻度、保育が困難な状態について具体的に記載があるもの)または各種手帳等の写し
介護・看護の方	・ 介護状況申告書 ・ 介護月間状況表 ・ 被介護者に関する書類(要介護度が分かる介護保険被保険者証等写し)または医師の診断書等
就学の方	・ 在学証明書または入学許可書等(在学期間がわかるもの)の写し ・ カリキュラム、時間割等
ひとり親の方	・ 申請者の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※外国籍の方は独身証明書

- 就労証明書は、必ず事業主から証明を受けてください。勤務先等に内容確認をすることがあります。
- 就労内定で入園した場合は、改めて就労開始後と勤務開始1か月後に就労証明書を提出していただきます。
- 育児休業を取得している場合は、入園月中に復職することが条件です。入園後に復職証明書で確認をします。
- 求職活動中、妊娠・出産要件の方の申込みはできません。

下記に該当する場合の追加書類(提出がないと保育の必要性の認定ができず利用調整の対象となりません)	
外国籍で永住権がない方	・ 在留カードの両面写し(認定の申請のみの場合も必要です) ※就労で申込みの場合は、就労可能な在留資格または資格外活動許可を受けていることが必要です。許可を受けていない場合は保育の必要性の認定ができません。
杉並区外に住民登録があり、杉並区に転入予定の方	・ 転入に関する確認書 ・ 賃貸借契約書または売買契約書の写し(転入先住所・入居可能日・契約印のあるもの)または 同居(入居)同意書
障害や熱性痙攣等その他通院中のお子さんの申込みの方	・ 診療情報提供書 2回目以降の申込みの場合は、提出が不要となることもあるため、事前に保育課保育相談係にご相談ください。

該当する方は下記の書類が必要です

※書類の提出がなくても利用調整の対象となりますが、利用調整時の調整指数、同一指数の場合の優先順位で影響がありますので、ご了承ください。詳細は「令和2年度保育施設利用のご案内」P.25～30を参照してください。

平成31年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先が発行した平成30年1月から12月分(賞与・社会保険料控除含む)の給与証明書 ※外国語の場合は和訳し、円に換算したものを。 令和2年9月入園以降申込の場合は不要です。
令和2年1月1日現在、国内に住民登録がなかった方	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先が発行した平成31年1月から令和元年12月分(賞与・社会保険料控除含む)の給与証明書 ※外国語の場合は和訳し、円に換算したものを。
お子さんを他の保育施設・保育者に月ぎめで預けている方	<ul style="list-style-type: none"> 受託証明書 ※杉並区保育室、区立子供園に預けている場合は不要です。
保育を必要とする事由が就労・就学で、保護者が障害者手帳をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 各種手帳の写し ※障害者手帳とは身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級
区内の民営認可保育所・地域型保育事業・杉並区保育室(委託型)等に保育士としてお勤めの方(常勤または非常勤で80時間/月)区職員は除く。	<ul style="list-style-type: none"> 保育士証の写し ※育児休業中の方のみ
生活保護受給中の方	保護証明書の写し
入所希望月の初日までに出産予定がある方	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ及び妊娠中の経過が記載されているページ)

●子供園【短時間保育】在園児で長時間保育を希望する場合

保育種別変更申請書に①の「確認書」、②、③を添えて、保育課に締切日までに提出してください。
※保育種別変更申請書は、区ホームページの「保育ホッとナビ」又は各園で取得できます。

●転入予定の方

4月入園の定期募集(10/15～11/23)では、転入予定の方は申込みできません。4月入園の追加募集以降は、申込書類一式に転入先の住所・転入時期が確認できるもの(賃貸契約書、売買契約書等の写し等)を添付して、現在住民登録がある自治体に申込みしてください。なお、入園月の前月末日までに転入届を提出し、杉並区民として「支給認定申請書兼保育所等利用申込書」の1枚目、「杉並区立子供園入園申請書」及びマイナンバー記入用紙を記入のうえ、保育課保育相談係に速やかに提出してください。転入の届出が済んでいない場合は、入園内定が取消になります。
※認可保育所等に在園の方が子供園(長時間)に内定した場合、もとの認可保育所等には戻れません。

入園後の手続きについての注意

- 年度ごとに1回、翌年度の長時間保育継続の必要性を確認するため、所定の書類を提出していただきます。
- 入園後に、家庭の状況(区内での転居、保護者の勤務先・勤務時間・職種の変更、氏名や家族構成の変更、お子さんがけが病気で園に長期間通わなくなる場合など)が変わった場合や、通園の意思がなくなった場合には、届出が必要となります。また長時間保育を必要とする状況が解消された場合には、長時間保育を続けることはできません。園又は保育課保育相談係に必ずご連絡ください。
- 休園は保最後に登園した日の属する月の翌月の初日より最長で2ヶ月です。
必ず事前に園と保課保相談係へご連絡ください。

～ 子供園（長時間）と保育園の違いについて ～

区立子供園は、杉並区独自の幼保一体化施設です。

子供園という名前ですが、国の定めたいわゆる「認定こども園」とは異なります。

杉並区立子供園はもともと区立幼稚園であった施設を長時間保育の児童を受け入れるために、平成22年度から6つの園を順次子供園へと転換してきました。

杉並区立子供園は、現在でも文部科学省の基準に則り、幼稚園の認可を得ています。そのため、毎年、杉並区教育委員会に教育課程の届け出が義務付けられており、質の高い幼児教育を行っています。

子供園では、長時間保育・短時間保育双方の子どもたちが同じ学級で一緒に過ごす時間を大切にしています。

Q & A

Q 子供園はお弁当をつくらなければいけないと聞きました。

- A 園によりそれぞれ給食や搬入弁当の提供とお弁当の持参を組み合わせています。
- ・堀ノ内、高円寺北、高井戸西、西荻北では給食はありません。保護者の希望による搬入弁当の提供を週3日程度行っています（ただし、アレルギー対応はできない場合があります）。
 - ・下高井戸、成田西では給食を週4日提供します。
 - ・給食のない日、搬入弁当を希望しない場合は、お弁当を持参していただきます。

Q PTA活動があるのですか？

- A 子供園には小学校と同じようにPTA活動があります。子どもたちのために職員とともに、保護者のみなさんで力を合わせて、園を支えていただいています。活動には無理のない範囲で参加していただいています。

Q 長時間保育の延長保育はできますか。

- A 子供園では長時間保育の延長保育を行っていません。18時30分までのお迎えをお願いします。